

白川町訓令甲第19号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町自治協議会等の運営交付金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町自治協議会等の運営交付金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町自治協議会等の運営交付金交付要綱（平成16年白川町訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 【別記1 参照】	別表（第2条関係） 【別記1 参照】

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正後

	算定区分	算定基準	金額
自治協議会	会長報酬		180,000円
	会長活動費	白川口、泉野、中野、 <u>白川北</u> _____切井、赤河、三川	5,500円
		南黒川、東黒川、北黒川、西黒川	6,000円
		佐見	7,000円
	運営費	均等割	40,000円
		世帯割（1世帯当たり）	500円
地域振興活動費		30,000円	

改正前

	算定区分	算定基準	金額
自治協議会	会長報酬		180,000円
	会長活動費	白川口、泉野、中野、 <u>大山</u> <u>坂ノ東</u> 、切井、赤河、三川	5,500円

	南黒川、東黒川、北黒川、西黒川	6,000円
	佐見	7,000円
運営費	均等割	40,000円
	世帯割（1世帯当たり）	500円
地域振興活動費		30,000円